調査報告

わが国の資産保有の実態と資産活性化プラン

【要旨】

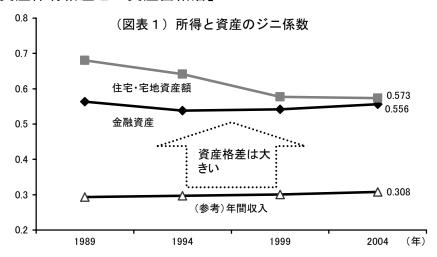
1500 兆円の日本の金融資産は、その 40%近い額が、8%程度の世帯数の資産富裕層によって保有されている。純資産でみると、この層が占める割合は、50%に達する。

また、日本の金融資産は、56%が60歳以上の高年齢層によって保有されている。これは、同時に、日本の資産富裕層が、高齢者や無職の世帯に偏っていることを示しており、この傾向は、団塊の世代の退職や、遺産相続の後ズレで、今後ますます強まると予想される。

そのため、「貯蓄から投資へ」の動きに限界があること、高齢者間の資産格差が深刻化すること が問題となっていると考える。

2003年から始まった相続時精算課税制度をさらに拡充したり、リバース・モーゲージや寄附の制度などを整備するなど、日本の資産をトータルに活性化する施策が望まれる。

1. 日本の資産保有格差と「資産富裕層」について



(資料) 内閣府 平成 18 年度 「経済財政白書」

一般に、個人や家計の経済格差というと、所 得や収入の格差を議論することが多いが、金融 資産や住宅資産の格差に目を向けることも重要 である。所得の格差が資産の格差を広げ、遺産 相続や教育機会の不均等化を通じて、さらなる 所得格差につながったり、階層の固定化を招い たりすることになるからである。

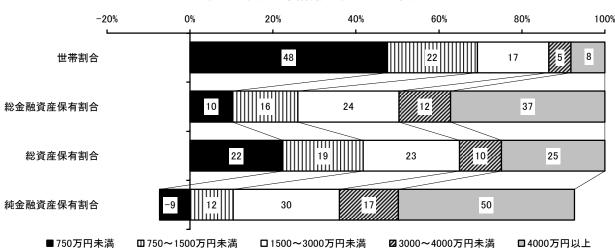
図表1は、経済財政白書から、収入と資産のジニ係数の推移を見たものである。日本の家計収入のジニ係数は0.3程度である一方、資産の格差

は、金融資産、住宅資産ともに、0.5を超えており、所得・収入より格差が顕著である。資産格差が所得格差より大きいのは、所得の高い人ほど貯蓄率が高く、時間を通じてその格差が蓄積していくためと見られる。

資産保有の格差を違った角度で見てみる。次 頁の図表2は、金融資産の保有額階級を5つに分 け、全体での保有割合を見たものである。原統 計の性質上、負債を控除しない金融資産の総保 有額が4,000万円以上の世帯が最上級のカテゴ リーとなっている。これを仮に「資産富裕層」 と名づけ、その保有割合を見ていきたい。

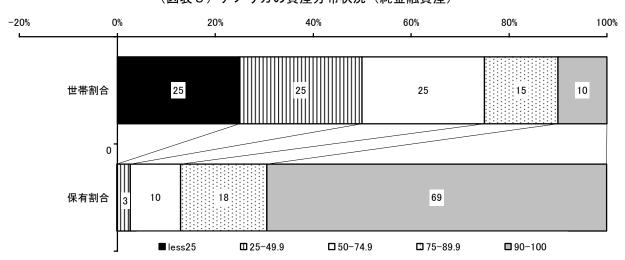
まず、「資産富裕層」は、全体の世帯数の中で、 約8%を占める。一方、総金融資産(日本全体で 1,500兆円程度:日銀資金循環勘定)は、37%が この資産富裕層によって保有されている。住宅 資産を含めた総資産(日本全体で2,500兆円程 度:国民経済計算年報)で見ると、25%を資産 富裕層が保有している。負債を控除した金融の 純資産(日本全体で1,000兆円程度:日銀資金循環勘定)だけを見ると、そのほぼ半分が「資産富裕層」によって保有されていることになる。

アメリカ(2004年)では、下の図表3のように、 純金融資産で見ると、上位10%の階層によって 約7割の資産が保有されている。約8%で5割の日 本と比較すると、アメリカのほうが、やや資産 の保有格差は大きいと言えよう。



(図表2) 資産残高階級別資産の分布状況

(資料)総務省「全国消費実態調査」 2004 年



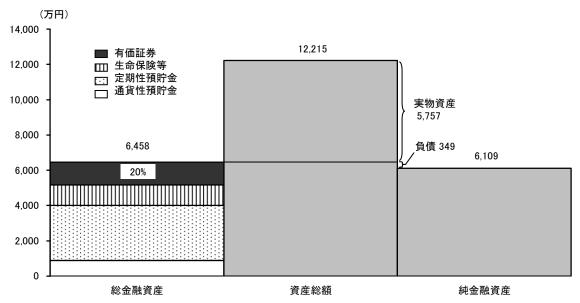
(図表3) アメリカの資産分布状況 (純金融資産)

(注) 資産階層別に 25%ずつ(上位は 10%と 15%)に区分した (資料) FRB"Survey of Consumer Finance" 2004 年

次に、資産富裕層の実際の姿を見ていきたい。 次頁の図表4は、金融資産4,000万円以上の資産 富裕層の平均的なバランスシートを見たもので ある。金融資産の保有額は、6,400万円、住宅等 の実物資産の保有額は5,700万円、総資産で約1 億2千万円となっている。負債は、350万円で、 純金融資産は6,100万円となっている。これが、 いわゆる「金融資産リッチ」の平均像であろう。 金融資産のポートフォリオでは、有価証券の保 有比率は、20%となっている。これは、あとで も述べるが、ある程度成功して退職したサラリ ーマンのバランスシートの平均像ではないかと 考えられる。

同じ「消費実態調査」のデータを、今度は、 実物資産、特に住宅資産の保有額5,000万円以上 で区切って、資産富裕層(いわゆる「不動産リ ッチ」)を抽出してみた。下の図表5がそのバラ ンスシートである。不動産リッチの平均金融資 産保有額は、2,800万円、実物資産1億1千万円を 含めた総資産は、1億4千万円となっている。負 債額は、800万円で、純金融資産は、2,000万円 程度である。この不動産リッチ層は、前記の金 融資産リッチ層より、総資産では多く保有して いるが、金融資産の保有額は少なく、負債も多 くなっている。富が不動産に偏っており、少し 窮屈なバランスシートとなっている。後述する が、相続によって資産を継承した、日本の不動 産リッチの平均像ではないかと考えられる。

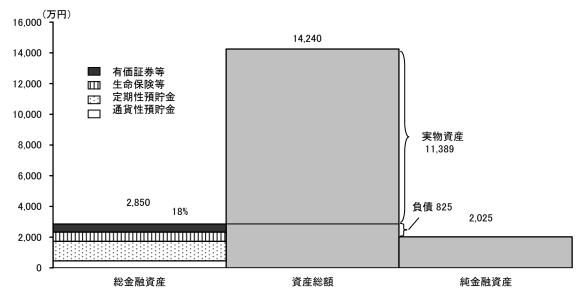
(図表4) 日本の資産富裕層の平均像 I (金融資産リッチ)



(注) この資産富裕層は、全世帯数の 8.2%を占める。

(資料) 総務省「全国消費実態調査」

(図表5) 日本の資産富裕層の平均像Ⅱ(不動産リッチ)



(注) この資産富裕層は、全体の 10.2%を占める。

(資料) 総務省「全国消費実態調査」

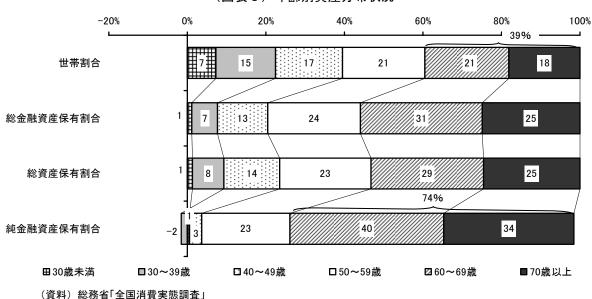
2. 日本の資産富裕層の実態に迫る

次に、日本の資産富裕層の実態にさらに迫っていきたい。下の図表6は、年齢別の、各資産の保有状況を見たものである。日本の金融資産や、住宅などの実物資産は、60歳代のシニア層や、それ以上の高齢者層によって多く保有されている。日本では、世帯主が60歳代以上の層は、すでに40%近くに達しているが、この層によって、保有されている金融資産は、2004年時点ですでに56%、実物資産を含めた総資産は54%、負債を除いた純金融資産は、74%に達している。

図表7は、年齢区分は少し違うものであるが、

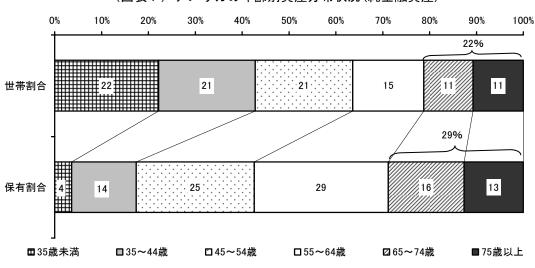
アメリカの年齢別の純金融資産保有状況を見た ものである。65歳以上の世帯数は、22%を占め ているが、その保有割合は、30%弱である。55 歳以上を含めても58%程度である。明らかに、 日本の資産保有は、高年齢層に偏っている。

次頁の図表8は、同じことを違う側面から見た ものである。日本の資産富裕層、特に金融資産リ ッチは、70%が60歳代以上である。この60歳以上 の世代への富の偏在は、日本における、年功序列 の賃金体系や退職金制度、あるいは、年金制度や 医療制度に対する不安が根底にあって、高齢者が 貯蓄を取り崩さないこと等によると推測される。



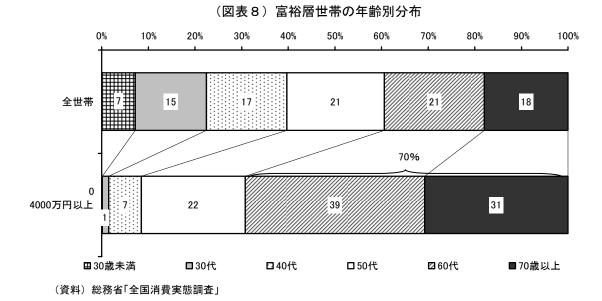
(図表6)年齢別資産分布状況





(図表7) アメリカの年齢別資産分布状況(純金融資産)

(資料) FRB"Survey of Consumer Finance"

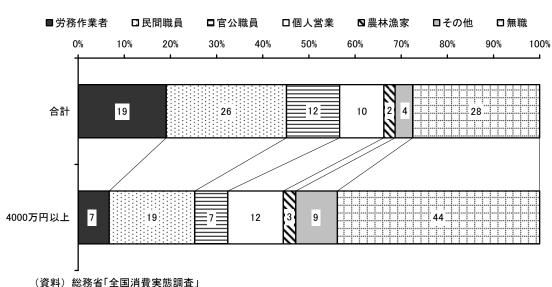


下の図表9は、富裕層の職業別分布を見たも のである。やや奇異にとられるかもしれないが、 日本の金融資産リッチは、44%が無職の世帯で ある。これは、退職したサラリーマンが、その まま金融資産リッチになっている姿、老後に不 安を抱えながらも、高度成長期の働きの果実を 何らかの形で享受している姿と見ることができ る。

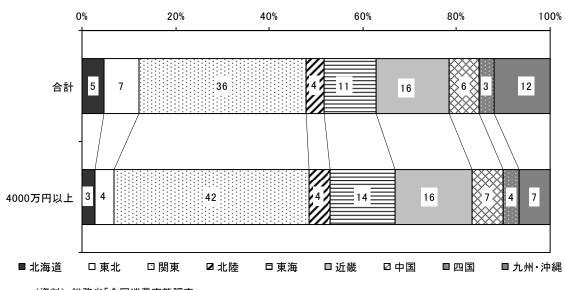
この図表の中で、その他の職業項目に該当す るのは、会社の社長・取締役、弁護士や医師、 芸能人やスポーツ選手などからなっており、世 帯数では4%を占めている。これらの人々は、金 融資産リッチに占める割合は9%と、相対的には かなり裕福で、一般的なイメージと一致するが、 全体的な影響力としてはさほど大きくない。

次頁の図表10は、金融資産リッチの地域的分 布を見たものである。やはり関東や近畿、東海 に広く分布している。図表には、掲載していな いが、5年前との比較では、東海圏や関東圏がシ ェアを伸ばしており、近畿圏が減少している。 資産格差は、比較的速やかに、地域間の景気格 差を反映すると見られる。

次頁の図表11は、不動産リッチ、つまり住宅 資産が5,000万円以上の世帯の地域分布を見た ものである。地価水準の高さからか、52%と、 金融資産リッチより関東圏に集中している。

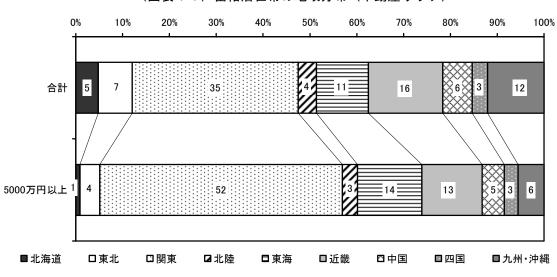


(図表9) 富裕層世帯の職業別分布



(図表10) 富裕層世帯の地域分布 (金融資産リッチ)

(資料)総務省「全国消費実態調査」



(図表11) 富裕層世帯の地域分布(不動産リッチ)

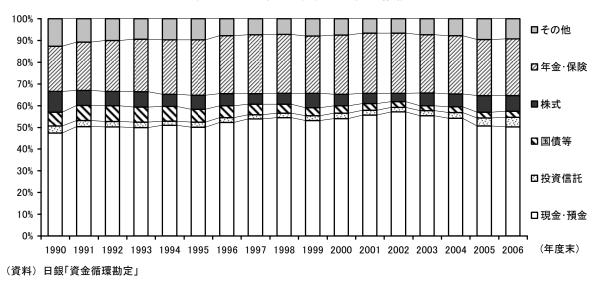
3. 悩める資産大国

さて、個人や家計による、「貯蓄から投資へ」 の流れは、わが国が「投資立国」となって繁栄 していくための必須条件である。確かに、1,500 兆円を超える個人の金融資産は、図表12に見る ように、少しずつではあるが、投資信託などの

(資料) 総務省「全国消費実態調査」

リスク資産に向かいつつある。

ところが、以上考察してきたように、資産や 純資産の多くが、退職した世代や高齢者に保有 されていることを考えると、こうした「貯蓄か ら投資へ」のシフトは限界があると言わざるを えない。



(図表12) 日本の金融資産内訳の推移

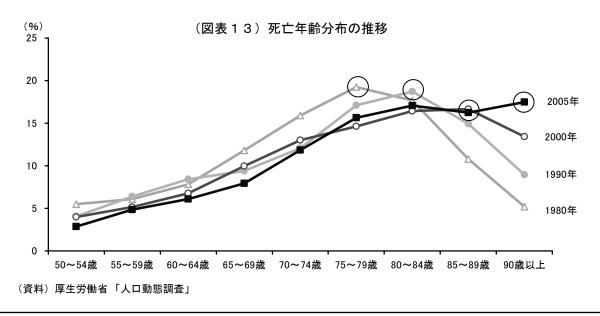
さらに悩ましい問題が、遺産相続において起きている。下の図表13は、男女あわせた死亡年齢の分布を見たグラフである。日本人の平均寿命は、現在80歳代前半であるが、亡くなる人の最頻値、つまり最も多い世代が、人口の高齢化によって、90歳代となっている。これは、親から遺産を引き継ぐ年代が、60歳代を超えるケースが同じく最頻であることを示唆する。日本独自の、退職金制度や年功序列賃金に加え、高齢化による遺産相続の後ズレが、さらに、退職世代、高齢者世代への富の集中を引き起こしていると言えよう。これでは、住宅取得費や教育費

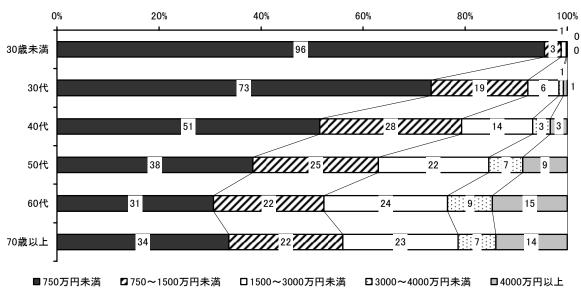
が必要な30~40歳台への資産の移転、あるいは

リスク資産投資の育成がうまく円滑にいかない。

もう一点、退職世代や高齢者が一様に、資産 リッチであれば問題ないが、所得以上に資産の 保有に大きなバラツキがあると推測される。

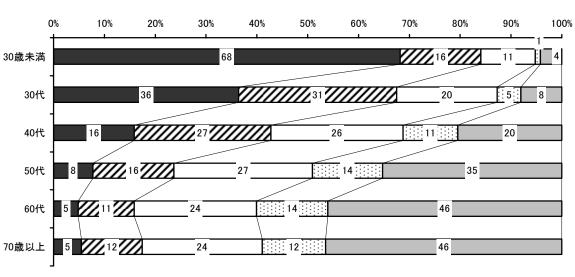
次頁の図表14と15は、資産階級別の世帯数と、 金融資産の保有割合をグラフ化したものである。 高年齢化すればするほど、資産富裕層の保有す る割合が著しく高くなっている。例えば、70歳 代以上で見ると、14%の富裕層世帯が47%の金 融資産を保有する一方、金融資産750万円未満の 世帯は、37%の世帯数で、5%の金融資産しか保 有していないことになる。高年齢層において、 持てる人と持たざる人の格差は、同じ無職でも 大きな差が開いていることを念頭においておく 必要があろう。





(図表14) 年齢別・資産保有階級別・世帯数の分布

(資料) 総務省「全国消費実態調査」



■750万円未満 2750~1500万円未満 1500~3000万円未満 3000~4000万円未満

(図表15) 年齢別・資産階級別・資産保有割合の分布

(資料) 総務省「全国消費実態調査」

4. 資産活性化プラン

では、日本の資産をトータルに活かしていく ためにはどのような視点と対策が必要になって くるであろうか。以下、資産活性化プランを考 察してみた。

◎相続時精算課税制度の拡充

第一に、退職世代や高齢者に、「頑張ってリスク資産に投資せよ」と言うのは無理な話である。 若い世代が早めに資産を保有するようになる工 夫が必要であると考えられる。

次頁の図表16は、2003年から始まった贈与税における相続時精算課税制度である。それまで、贈与税は、相続税逃れを防ぐためにかなりの負担が課されていたが、贈与時の税負担を軽減し、相続時に精算する仕組みが選択できるようになった。この制度は、現在、年間約1兆2,000億円の贈与対象資産(年間の贈与・相続財産は、30~40兆円程度)において利用されている。こうした制度が認知され、普及していけば、若い世代への資産の移

■4000万円以上

転も進むのではないかと思われる。この制度に関 連した、住宅取得資金1,000万円までの特別控除 措置は、来年の年末で期限切れになるが、これま での実績を踏まえ、延長を検討すべきと考える。

(図表 1 6) 相続時精算課税制度の仕組

【相続時精算課税制度】(贈与者65歳以上・受贈者20歳以上)

【贈与税】 ①贈与財産の価額から控除する金額 =特別控除額 2,500万円 この控除額を使用した場合、2,500万円から 前年までに、 既に使用した額を控除した金額が特別控除額となる。 19年末までは、住宅取得資金の控除額1,000万円が控除額 として加わる。 ②税率 特別控除額を越えた部分に対して一律20%の税率 相続時に精算 【相続税】 贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価 額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額を計算 する。

その際、すでに支払った贈与税額を相続税額から控除す る。控除されない金額は還付される。

(資料) 財務省ホームページより

【曆年課税】

基礎控除額=毎年110万円

課税価額	税率
~200万円	10%
~300万円	15%
~400万円	20%
~600万円	30%
~1,000万円	40%
1,000万円超	50%

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算 相続財産の価額に贈与財産の価額 を加算する必要はない。

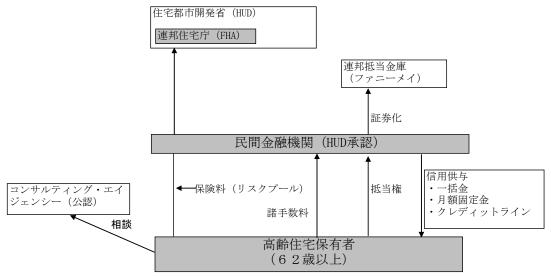
ただし、相続開始前3年以内に贈与 を受けた財産の価額は加算しなければ ならない。

◎リバース・モーゲージ制度の普及

第二に、高齢者の潤沢な資産を所得や支出に 転換するような仕組みが必要である。リバー ス・モーゲージは、金融機関が、住宅を担保に、 高齢者世帯に資金を提供し、亡くなられた時に、 返済を受ける仕組みである。日本では、取り組 んでいる金融機関は少数であるが、アメリカで は、図表17にあるように、政府が関与して推進

している。つまり、リバース・モーゲージには、 長生きリスク、金利リスク、住宅価値変動リス クの3つのリスクがあり、アメリカでも、資金を 貸し出すのは民間金融機関であるが、政府・連 邦住宅庁(FHA)が、2%の保険料を徴収してプ ールする仕組みで、リスクをプールし、コント ロールしている。

(図表17) 米国のリバース・モーゲージ (HECM) 制度



(資料) FHA 資料より当部作成

◎寄附制度の充実

第三に、寄附制度の充実ということが考えられる。世界的なグローバル化の潮流の中で、資産の保有の格差が避けられないという状況であると、むしろ、富裕層の自発的な、チャリティーの意思を尊重して、貧困や難病、教育などの、公共の価値を実現していくことがむしろ望ましい。アメリカでは、カーネギーやロックフェラ

ーなどが、巨額の寄附金を提供してきた歴史が ある。現在でも、ビル・ゲイツやウォーレン・ バフェットは、私財を投じて、世界的規模の慈 善事業を営んでいる。

図表18は、日米の寄附行為の実績を示したものであるが、アメリカの年間の寄附金額は、日本円で34兆円、これは、連邦予算の1割強に匹敵する。日本は、ほんの6,000億円弱となっている。

(図表 1	Q)	支限の	ㅁᆠ比	訪
	\mathbf{o}	- 11 ויונו		Ψ¥

支出者	米国(2006 年度)			日本(2005年度)	
	金額(億ドル)	金額 (億円)	(%)	金額 (億円)	(%)
企業寄付	127	14,795	4.3	5,032	86.5
個人寄付	2,229	259,243	75.6	269	4.6
(内、遺贈)	229	26,647	7.8	_	_
財団支出	365	42,453	12.4	519 (注)	8.9
総額	2,950	343,138	100.0	5,819	100.0

【米国】

(注) 円換算は、東京市場 2006 年平均仲値@116.31 で計算。

(資料) GIVING USA FOUNDATION "GIVING USA 2007 for the year2006"

【日本】

(資料) 財団法人助成財団センター「日本の助成財団の現状:2006 年度調査結果(注)」 国税庁「会社標本調査結果(税務統計から見た法人企業の実態): 平成 17 年度(2005 年度)」 国税庁「会社標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態): 平成 17 年度(2005 年度)」

(参考文献) 三井トラスト・ホールディングス 調査レポート 2006年夏号 「資産富裕層の実像に迫る」(貞清 栄子)

(高田 尚)